

事 務 連 絡
令和2年 9月30日

各地方整備局等建設業担当部長 殿
都道府県建設業主管部局長 殿
建設業団体の長 殿

国土交通省 不動産・建設経済局
建設市場整備課

登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）の一部変更について

建設現場を支える中核となる人材として、登録基幹技能者講習を修了した者（以下、「登録基幹技能者」という。）の果たすべき役割の重要性が増しており、今後も、登録基幹技能者制度の更なる普及を図ることが必要です。

また、平成30年4月より、許可を受けようとする建設業の種類に応じて国土交通大臣が認める登録基幹技能者については、主任技術者の要件を満たすこととされているだけでなく、昨年4月より運用開始している建設キャリアアップシステムでは、技能者のレベル最高位であるレベル4として位置付けられ、その証であるゴールドカードが付与されることとされており、登録基幹技能者への期待がますます高まってきております。

この度、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）により、建設業法施行規則の一部が改正されるに伴い、登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）（平成30年3月15日付け国土建整第70号国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知）の内容が変更されており、登録基幹技能者講習実施機関に対し別添のとおり通知を行っておりますので、ご参考に送付申し上げます。

【参考資料】

- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）
- ・建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）一部抜粋
- ・登録基幹技能者講習事務の取扱いについて（通知）新旧対照表